

新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種健康被害救済制度の認定について

1. 概要

新型コロナウイルスワクチン接種について、令和3年度に接種を受けた市民4名が、厚生労働省より予防接種健康被害救済制度の認定を受けました。

この度、令和3年度接種を受けた市民 1 名の遺族に対して、死亡一時金及び葬祭料を給付します。

2. 補正予算

厚生労働大臣の認定を受けた市民1名に係る給付に要する経緯について、令和6年第2回恵庭市議会定例会最終日に補正予算を提案予定。

(1)事業名

予防接種経費

(2)補正予算額

負担金・補助及び交付金 44,412千円

(3)特定財源

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 44,412千円

※全額国費対応

3. その他

厚生労働大臣の認定を受けた他3名の市民に係る給付については、令和5年度及び令和6年度において執行済です。

○内容

(1)医療費及び医療手当

(2)執行済額

令和5年度 1件 44,610円

令和6年度 2件 301,350円